

令和6年流山市議会第2回定例会議案

6 月 6 日 招 集
流 山 市

目 次

- 3 2 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度流山市一般会計補正予算（第1号））
 - 3 3 令和6年度流山市一般会計補正予算（第2号）
 - 3 4 流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 5 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例）
 - 3 6 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
 - 3 7 流山市南流山駅周辺地区まちなみづくりの促進に関する条例の制定について
 - 3 8 市道路線の認定について
 - 3 9 市道路線の廃止について
 - 4 0 常磐線北小金・南柏間名都借跨線橋の道路拡幅改良工事の施行の委託に関する協定の変更について
-
- 2 継続費繰越計算書について（一般会計）
 - 3 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
 - 4 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
 - 5 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
 - 6 繰越計算書について（水道事業会計）
 - 7 繰越計算書について（下水道事業会計）
 - 8 専決処分の報告について
 - 9 専決処分の報告について

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国の交付金を活用した低所得者支援及び能登半島地震により甚大な被害を受けた能登町への職員派遣に係る費用について、特に緊急を要したため、令和6年5月1日付けで令和6年度流山市一般会計補正予算（第1号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和6年度流山市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和6年5月1日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 34 号

流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
流山市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月6日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 消防機関の職員の定数を増やし、消防体制の強化を図ること
により、安心・安全なまちづくりに寄与するためである。

流山市職員定数条例の一部を改正する条例

流山市職員定数条例（昭和41年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「222人」を「230人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日等をもって施行されること等に伴い、令和6年度以後の市民税、固定資産税の賦課等について特に緊急を要したため、同年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

流山市税条例の一部を改正する条例

流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第2号中「第78条第3項」を「第78条第2項第4号」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第47条第2項中「によって」を「により」に改め、「前5日」を削り、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第47条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」に改める。

第49条の2中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第61条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第61条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第131条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第131条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第1条の2の3を削る。

附則第1条の3の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第1条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」と

いう。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第2条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第3条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第3条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以

下である所得割の納税義務者（次条及び附則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第33条の3、第33条の6から第33条の9まで、附則第1条の3第2項、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、前条及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の7第2項、第44条の5第1項及び前条の規定の適用については、第33条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第44条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第3条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第39条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割

金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第38条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第38条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第38条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に

記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第44条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

- 第3条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第44条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満で

あるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第44条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者

の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に

係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第44条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に

係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第44条の5第2項の規定により読み替えられた第44条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第44条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第3条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第33条の3、第33条の6から第33条の9まで、附則第1条の3第2項、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、附則第3条の4及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第4条第2項中「前条」を「附則第3条の4」に改め、同条第3項中「第33条の9第1項」の次に「、附則第3条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第33条の9第1項」に、「、「前3条並びに附則第4条第2項」とする」を「「前3条並びに附則第4条第2項」と、附則第3条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第4条第2項及び」と、前条中「附則第3条の4及び」とあるのは「附則第3条

の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第5条の3第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第5条の3第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第18項を同条第19項とし、同条第17項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第5条の4第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、

第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第6条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第6条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第7条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第7条の2中「（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度

まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第8条の2第4項を削る。

附則第8条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第9条中「又は第4項」を削る。

附則第10条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第11条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第11条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第12条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第13条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の4第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の5第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の5第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第49条の2の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第33条の7第1項の改正規定、附則第1条の2の3を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の流山市税条例第33条の7第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第2号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の流山市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日等をもって施行されることに伴い、令和6年度以後の都市計画税の賦課について特に緊急を要したため、同年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

流山市都市計画税条例（昭和32年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「2分の1」を「3分の2」に改める。

附則第3項の見出し中「附則第15条第33項」を「附則第15条第38項」に改め、同項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第38項」に、「3分の2」を「2分の1」に改める。

附則第5項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第6項及び第7項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第8項及び第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10項中「（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第13項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第14項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第16項中「附則第5項、第6項」を「附則第6項」に改める。

附則第17項中「第35項まで若しくは第46項」を「第34項まで若しくは第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の流山市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

流山市南流山駅周辺地区まちなみづくりの促進に関する条例の制定について

流山市南流山駅周辺地区まちなみづくりの促進に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月6日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 南流山駅周辺地区まちなみづくり指針に沿った基準に適合した建築物等に対する認定及び当該建築物等の所有者への奨励措置を講ずることにより、南流山駅周辺地区における土地の高度利用の促進及び良質なまちなみづくりに資するためである。

流山市南流山駅周辺地区まちなみづくりの促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、南流山駅周辺地区まちなみづくり指針（以下「指針」という。）に沿った基準に適合した建築物等に対する認定及び当該建築物等の所有者への奨励措置を講ずることにより、南流山駅周辺地区における土地の高度利用の促進及び良質なまちなみづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であって、外構を伴うものをいう。
- (2) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (3) 建築物等 建築物及びその敷地をいう。
- (4) 建築 建築基準法第2条第13号に規定する建築（同号の移転を除く。）をいう。
- (5) 用途変更 建築物の用途について、次に掲げるいずれかの用途から、当該用途以外の用途（次に掲げる用途を除く。）に変更することをいう。
 - ア 居住の用に供するもの
 - イ 倉庫業の用に供するもの
 - ウ 畜舎（動物病院、ペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）の用に供するもの
 - エ 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものの営業の用に供するもの
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業の用に供するもの
 - カ 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が別に定める用途

(6) 建築主 建築基準法第2条第16号に規定する建築主をいう。

(7) 南流山駅周辺地区 南流山1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目の区域の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の近隣商業地域及び商業地域をいう。

（暴力団の排除）

第3条 次に掲げる者については、この条例に規定する認定及び奨励措置は適用しない。

(1) 流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

(2) 代表者又は役員が暴力団員等である者

(3) 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

（認定）

第4条 市長は、南流山駅周辺地区内の建築又は用途変更をされた建築物等について、当該建築物等が、市長が指針に基づき規則に定める基準（以下「基準」という。）に適合していることの認定（以下「認定」という。）をすることができる。

（事前審査）

第5条 認定を受けようとする建築物の建築主は、当該建築物の工事に着手するまでに、当該建築物の建築計画（建築又は用途変更の計画をいう。以下同じ。）について、市長の事前審査を受けなければならない。

2 市長は、前項の事前審査において、建築計画が基準に適合するものであるかを審査し、その適否を前項の建築主に通知するものとする。

（認定の申請）

第6条 前条第2項の規定により建築計画が基準に適合しているとされた建築物の所有者（当該建築物を第2条第5号アからキまでのいずれかの用途で区分所有している者を除く。）及び当該建築物の敷地の所有者が認定を受けようとするときは、当該認定に係る建築物の工事が完了した後に、全ての所有者が市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和11年3月31日までにしなければならない。

(認定の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、基準に基づきその内容を審査し、認定の可否を決定し、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により可の決定をしたときは、当該可の決定をした者に対して認定書を交付するものとする。

(継承の届出)

第8条 相続、譲渡、合併等の理由により、前条の規定により認定された建築物等(以下「認定建築物等」という。)の所有者(以下「認定建築物等所有者」という。)となった者(以下「継承者」という。)は、市長にその旨を届け出なければならない。

(適合状態の確保)

第9条 認定建築物等所有者は、所有する認定建築物等について、当該認定建築物等が存続する限り基準に適合するよう努めなければならない。

(認定建築物等に係る報告及び立入検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、認定建築物等における基準への適合状態の報告を求め、又は当該職員に認定建築物等に立ち入り、検査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定による報告の求め又は立入検査を行うに当たり、認定建築物等所有者に対し、これに必要な書類等の提出を求めることができる。

3 第1項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正の要求)

第11条 市長は、認定建築物等が基準に適合していないと認めたときは、当該認定建築物等について基準に適合させるよう、期間を定めて当該認定建築物等の認定建築物等所有者に対して是正を求めることが

できる。

(認定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定されたことが明らかになったとき。
- (2) 認定建築物等が基準に適合しなくなったとき。
- (3) 認定建築物等所有者が第3条各号に規定する者であることが明らかになったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該認定を取り消された建築物等の所有者にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、速やかに当該通知に係る認定書を市長に返還しなければならない。

(奨励措置)

第13条 市長は、予算の範囲内において、認定建築物等所有者に対して南流山駅周辺地区まちなみづくり促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

(奨励金の交付対象者)

第14条 奨励金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 第7条の規定により認定の決定を受けた者が、当該決定の日から第16条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）まで認定建築物等を所有し、かつ、申請日の属する年度に当該者に課された固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を全て納付していること。

イ 継承者が、継承をした日から申請日まで認定建築物等を所有し、かつ、申請日の属する年度に当該者に課された当該認定建築物等に係る固定資産税等を全て納付していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 認定建築物等（建築物の敷地を除く。）を第2条第5号アからキ

までの用途に利用していないこと。

- 2 相続により認定建築物等の所有者となった場合において、当該相続に係る被相続人に申請を行えば受け取ることができる可能性のあった奨励金が存するときは、相続人が当該相続の日から地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号に規定する固定資産課税台帳に当該認定建築物等の所有者として登録された日後最初の3月31日までの間は、相続人を当該被相続人とみなして、前項の規定を適用する。

（奨励金の額等）

第15条 奨励金の額は、認定建築物等に係る申請日の属する年度に課される固定資産税等の収納額に相当する額とする。

- 2 奨励金の交付対象となる期間の限度は、次の各号に掲げる基準に定める認定レベルの区分ごとに、認定建築物等が第7条第1項の規定により認定された後最初に当該認定建築物等に対して固定資産税等が課された年度から起算して、当該各号に定める年度とする。

（1）認定レベル1 3年度

（2）認定レベル2 5年度

（3）認定レベル3 7年度

（奨励金の交付申請）

第16条 奨励金の交付を受けようとする者は、認定建築物等に係る固定資産税等が課された年度ごとに、当該年度中に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第17条 前条の規定による申請があったときは、市長は、速やかにその内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

（奨励金の交付）

第18条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を可とした者（以下「奨励金交付決定者」という。）に対して、奨励金の交付をするものとする。

（奨励金の交付決定の取消し）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 交付決定に係る認定建築物等の認定が取り消されたとき。
- (3) 奨励金交付決定者が第3条各号に規定する者であることが明らかになったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めるとき。

(奨励金の返還)

第20条 前条の規定により交付決定を取り消された者が、既に奨励金の交付を受けているときは、市長は、当該奨励金の一部又は全部の返還をさせることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、第13条から第20条までの規定は令和7年4月1日から施行する。

(公布日前に工事に着手した建築物等の所有者に係る特例措置)

- 2 令和6年2月27日から公布日までの間に工事（南流山駅周辺地区内における建築又は用途変更に係るものに限る。）に着手した建築物等の所有者（当該建築物等（建築物に限る。）を第2条第5号アからキまでのいずれかの用途で区分所有している者を除く。）があるときは、当該所有者を当該建築物等に係る建築物の建築計画が第5条第2項の規定により基準に適合しているとされた建築物等の所有者とみなす。

議案第 38 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和6年6月6日提出

流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	02100	西深井区画100号線	西深井字十ノ割834番18	
			同 所861番9	
2	03282	東深井区画282号線	東深井字大橋660番35	
			同 所同 番22	
3	03283	東深井区画283号線	東深井字大橋660番28	
			同 所同 番31	
4	03284	東深井区画284号線	東深井字一ノ坪457番45	
			同 所同 番42	
5	03507	東深井7号自転車歩行者専用道路	東深井字一ノ台502番28	
			同 所同 番35	
6	26025	西初石3丁目区画25号線	西初石3丁目1462番8	
			同 所1461番3	
7	26026	西初石3丁目区画26号線	西初石3丁目1461番11	
			同 所同 番17	
8	69042	古間木区画42号線	古間木字遠田260番6	
			同 所256番1	

市道認定路線図



国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
運河出張所

1

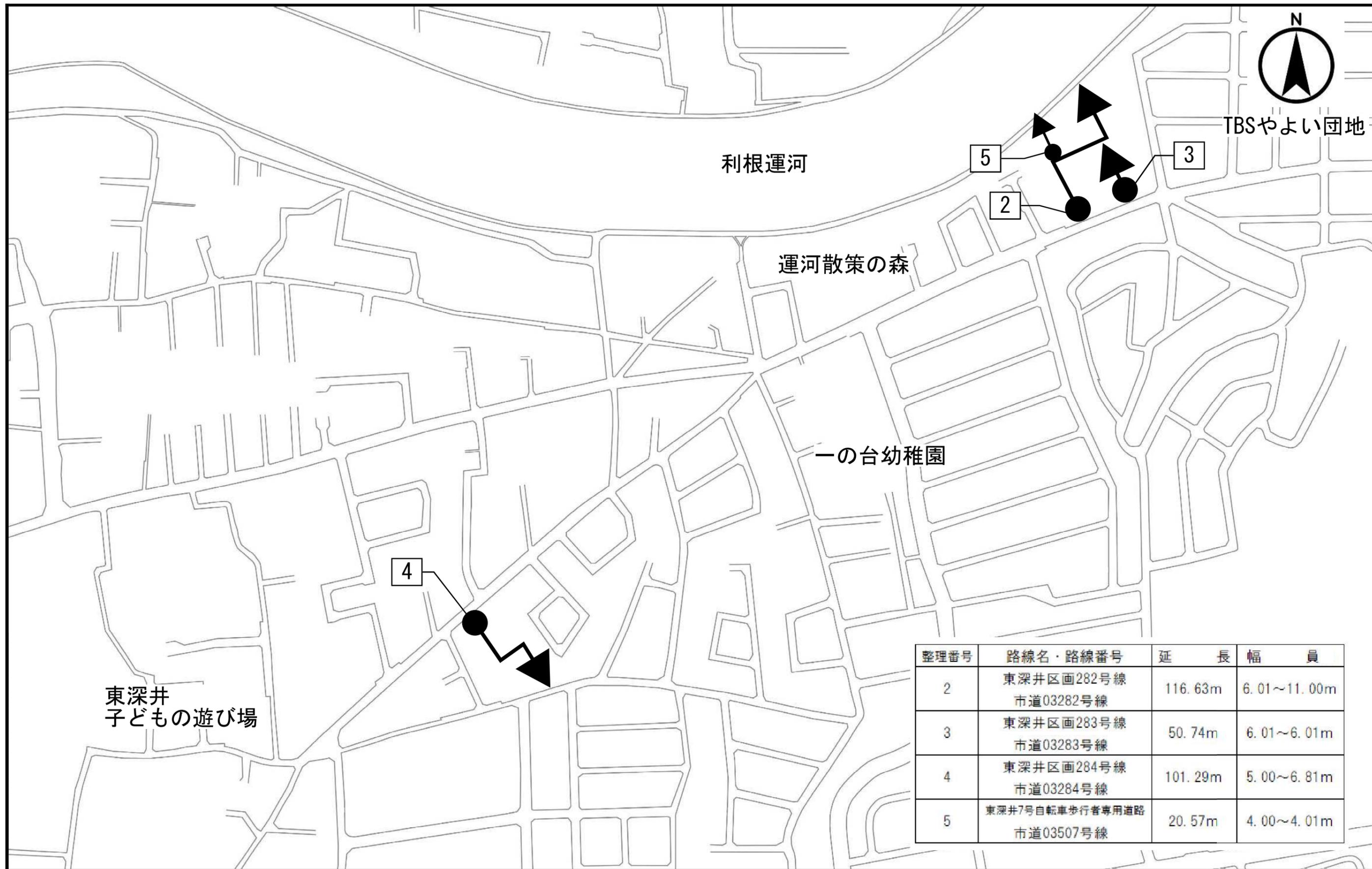
利根運河

運河橋

流山街道

整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
1	西深井区画100号線 市道02100号線	25.49m	5.01~9.01m

市道認定路線図



整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
2	東深井区画282号線 市道03282号線	116.63m	6.01~11.00m
3	東深井区画283号線 市道03283号線	50.74m	6.01~6.01m
4	東深井区画284号線 市道03284号線	101.29m	5.00~6.81m
5	東深井7号自転車歩行者専用道路 市道03507号線	20.57m	4.00~4.01m

市道認定路線図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
6	西初石3丁目区画25号線 市道26025号線	58.81m	5.01~11.01m
7	西初石3丁目区画26号線 市道26026号線	15.70m	5.01~9.00m

市道認定路線図



議案第 39 号

市道路線の廃止について

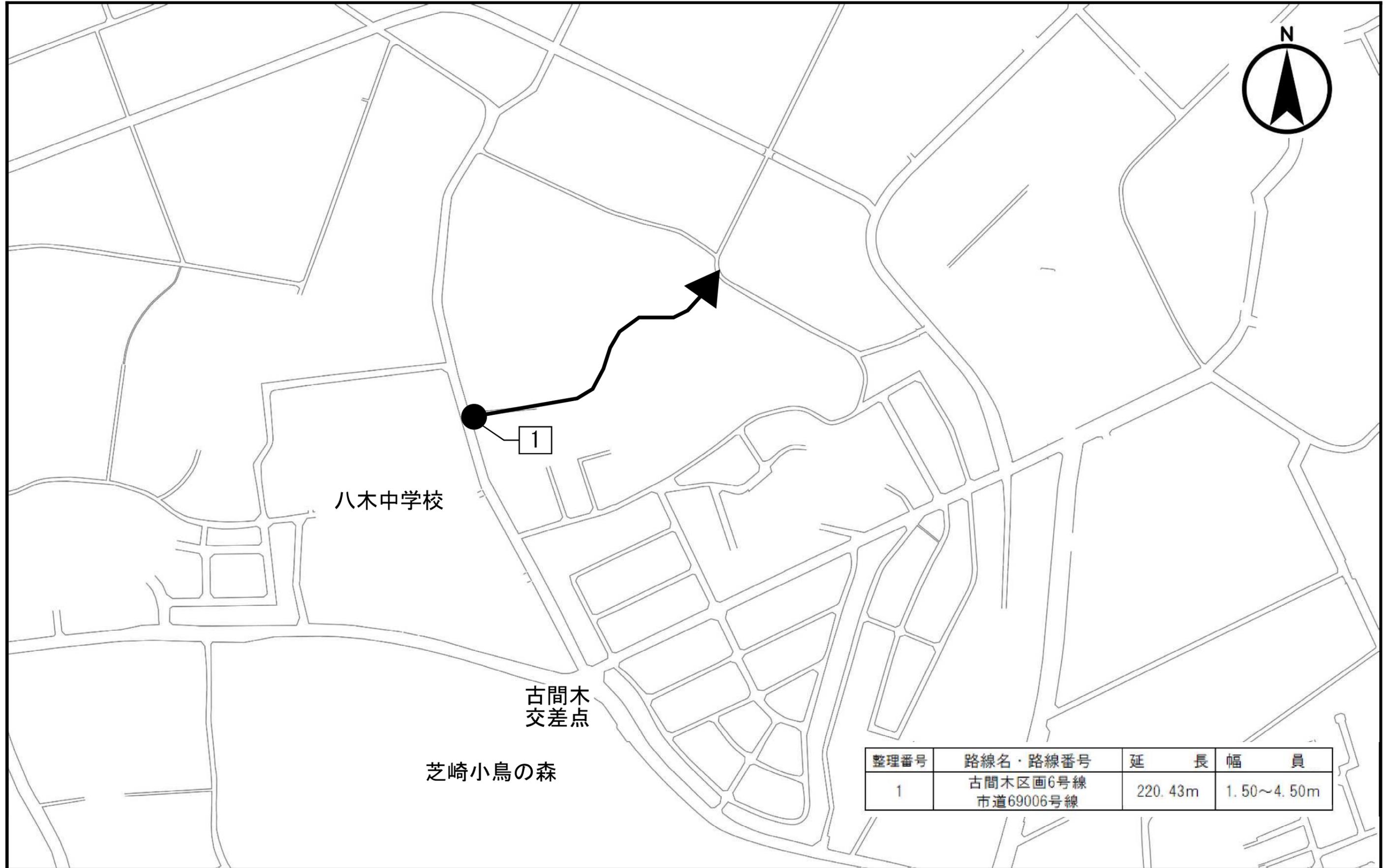
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和6年6月6日提出

流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
			終点	
1	69006	古間木区画6号線	古間木字遠田260番7	
			同 所255番2	

市道廃止路線図



八木中学校

古間木
交差点

芝崎小鳥の森

1

整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
1	古間木区画6号線 市道69006号線	220.43m	1.50~4.50m

議案第 40 号

常磐線北小金・南柏間名都借跨線橋の道路拡幅改良工事の施行の
委託に関する協定の変更について

市は、令和元年流山市議会第3回定例会で議決を経た工事の施行の委託に関する協定を次のとおり変更する。

令和6年6月6日提出

流山市長 井崎 義治

1	委託の目的	常磐線北小金・南柏間名都借跨線橋の道路拡幅改良工事の施行の委託
2	変更前の委託の金額	2, 216, 593, 000円
3	変更後の委託の金額	2, 436, 670, 000円
4	変更による増額	220, 077, 000円
5	委託の相手方	東京都北区東田端二丁目20番68号 東日本旅客鉄道株式会社 常務執行役員首都圏本部長 小川 治彦

参考資料

常磐線北小金・南柏間名都借跨線橋の道路拡幅改良工事 の施行の委託に関する協定の変更概要

1 工事場所 流山市向小金1・2丁目地先
常磐線北小金・南柏間23k373m

2 委託工事の内容

(1) 道路橋拡幅(延長191メートル)

(2) 人道橋架設(延長93メートル)

3 変更の内容

(1) 概要

委託の相手方から、労務、材料費等の見直しについて申出があり、市と当該相手方とで協議を行った結果、品質の確保並びに沿線住民及び跨線橋利用者の安全に配慮した工事を行うことが必要であると判断したため、委託費の増額を行う。

(2) 委託費の増額

変更前の金額	2,216,593,000円
変更後の金額	2,436,670,000円
変更による増額	220,077,000円

4 設計 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市

報告第 2 号

継続費繰越計算書について

令和5年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日報告

流山市長 井崎 義治

令和5年度流山市一般会計継続費繰越計算書

番号	款	項	事業名	継続費額の	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源				
												国県支出金	地方債	その他		
1	4	衛生費	2	清掃費	廃棄物処理施設延命化事業 (ごみ焼却施設基幹的設備改良 工事・設計施工監理業務委託)	7,997,000,000	2,159,971,000	2,159,971,000	1,943,973,900	215,997,100	215,997,100	54,097,100		161,900,000		
2	8	土木費	2	道路橋りょう費	名都借跨線橋道路拡幅改良事業	2,436,670,000	239,369,000	276,965,088	516,334,088	243,532,421	272,801,667	272,801,667	23,354,667	国庫支出金 70,047,000	179,400,000	
3			4	都市計画費	都市計画見直し事業(都市計画道路)	10,000,000	8,000,000		8,000,000	6,767,100	1,232,900	1,232,900	1,232,900			
4					初石駅施設整備事業	2,775,800,000	1,008,991,000	296,548,000	1,305,539,000	81,400,000	1,224,139,000	1,224,139,000	361,337,000	国庫支出金 347,326,000	235,600,000	負担金 279,876,000
5	9	消防費	1	消防費	中央消防署移転事業(建設工事)	2,994,000,000	748,500,000	748,500,000	171,765,000	576,735,000	576,735,000	101,035,000		475,700,000		
6					中央消防署移転事業(工事監理業務委託)	73,392,000	36,696,000	36,696,000	32,670,000	4,026,000	4,026,000	726,000		3,300,000		
7	10	教育費	5	社会教育費	指定等文化財保存活用整備事業	127,790,000	29,235,000	23,300,000	52,535,000	19,195,000	33,340,000	33,340,000	3,440,000		29,900,000	
8							新設中学校(大畔地区)発掘調査事業	57,860,000	28,930,000	200	28,930,200	28,929,600	600	600	600	
合計						16,472,512,000	4,259,692,000	596,813,288	4,856,505,288	2,528,233,021	2,328,272,267	2,328,272,267	545,223,267	417,373,000	1,085,800,000	279,876,000

報告第 3 号

繰越明許費繰越計算書について

令和5年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日報告

流山市長 井崎 義治

令和5年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

番号	款	項	事業名	金額	翌繰 年越 年度額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	特定財源 その他	一般財源	
										円
1	2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務管理事業	1,254,000	1,254,000		国庫支出金 1,254,000			
2			戸籍事務管理事業	6,765,000	3,553,000		国庫支出金 3,553,000			
3	3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰支援事業（社会福祉課 追加支給分）	1,020,664,000	196,986,194		国庫支出金 196,986,194			
4			児童発達支援センター整備費補助事業	30,000,000	30,000,000				30,000,000	
5		2 児童福祉費	子どもをみんなで育む計画推進事業	7,162,000	6,775,099				6,775,099	
6			物価高騰支援事業（子ども家庭課 子どもの生活応援分）	43,214,000	26,899,905		国庫支出金 2,000,000		24,899,905	
7	4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業（健康増進課 ワクチン接種分）	17,014,000	17,012,800		国庫支出金 17,012,800			
8	8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	106,000,000	35,450,000			市債 31,800,000	3,650,000	
9			名都借跨線橋道路拡幅改良事業	2,563,000	2,397,050					2,397,050
10			東小学校前通学路道路拡幅整備事業	26,850,000	26,850,000		国庫支出金 10,549,000	市債 7,700,000	8,601,000	
11			交差点改良事業	81,246,000	81,246,000		国庫支出金 22,218,000	市債 16,300,000	42,728,000	
12			区画道路改良事業	201,799,000	196,907,810		国庫支出金 71,359,000	市債 110,700,000	14,848,810	
13			橋りょう補修事業	24,000,000	17,600,000		国庫支出金 9,144,000	市債 6,700,000	1,756,000	
14		3 河川費	流山排水機場改修事業	34,920,000	34,920,000				34,920,000	
15			雨水排水施設整備事業	68,290,000	63,440,100			市債 10,800,000	52,640,100	
16		4 都市計画費	都市計画見直し事業	2,467,000	2,467,000				2,467,000	
17			初石駅施設整備事業	116,458,000	116,458,000		国庫支出金 45,400,000	市債 50,100,000	20,958,000	
18			江戸川台駅東口周辺地区再整備事業	453,406,000	453,173,630		国庫支出金 154,492,500	市債 236,900,000	61,781,130	
19			南流山駅周辺市街地再整備事業	3,883,000	3,858,920				3,858,920	
20			環境アセスメント事業	21,711,000	11,526,860				11,526,860	
21			流山おおたかの森駅周辺まちなみづくり事業	211,981,000	210,694,000		国庫支出金 40,000,000	市債 114,700,000	55,994,000	
22			運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理負担事業	39,541,000	6,758,637				6,758,637	
23			木地区一体型特定土地地区画整理負担事業	15,834,000	15,834,000			市債 11,800,000	4,034,000	
24			都市計画道路3・4・9号南流山名都借線道路改良事業	20,426,000	20,426,000		国庫支出金 4,448,000	市債 14,200,000	1,778,000	
25			都市計画道路3・4・19号大畔美田線道路改良事業	41,384,000	41,383,900		国庫支出金 18,597,000	市債 16,600,000	6,186,900	
26			都市計画道路3・4・8号美田駒木線道路改良事業	6,195,000	4,455,120		国庫支出金 1,644,000	市債 1,400,000	1,411,120	
27			都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線道路改良事業	73,967,000	65,579,706			市債 59,000,000	6,579,706	
28	良質なみどりの拠点保全事業		201,549,000	201,549,000		国庫支出金 72,000,000	市債 79,200,000	50,349,000		
29	新たな賑わい空間創出事業		67,320,000	60,272,920				60,272,920		
30	安心安全な公園づくり事業	33,000,000	20,280,000		国庫支出金 8,700,000	市債 9,900,000	1,680,000			
31	9 消防費	1 消防費	災害時情報伝達手段整備事業	11,418,000	11,418,000			市債 11,400,000	18,000	
32			防災施設整備事業	25,645,000	11,263,000		国庫支出金 3,300,000	市債 2,900,000	5,063,000	

番号	款	項	事業名	金額	翌年繰り越額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	特定財源 その他	一般財源
33	10 教育費	1 教育総務費	I C T学習空間整備事業（国の追加補正分）	49,738,000	49,738,000		国庫支出金 16,744,000	市債 32,900,000	94,000
34			新設小学校（南流山地区）改修事業（国の追加補正分）	29,117,000	29,117,000		国庫支出金 9,802,000	市債 19,300,000	15,000
35			小学校校舎等改修事業（国の追加補正分）	264,308,000	264,308,000		国庫支出金 90,700,000	市債 172,600,000	1,008,000
36			小学校設備改修事業（国の追加補正分）	9,559,000	9,559,000		国庫支出金 3,217,000	市債 6,300,000	42,000
37			小学校校舎等リニューアル事業（国の追加補正分）	429,627,000	429,627,000		国庫支出金 124,566,000	市債 304,900,000	161,000
38			中学校校舎等改修事業（国の追加補正分）	104,049,000	104,049,000		国庫支出金 35,029,000	市債 69,000,000	20,000
39			常盤松中学校校舎増築事業（国の追加補正分）	35,000,000	35,000,000		国庫支出金 11,783,000	市債 23,200,000	17,000
40			給食室等改修事業（国の追加補正分）	88,715,000	88,715,000		国庫支出金 29,865,000	市債 58,700,000	150,000
合 計				4,028,039,000	3,008,803,651		1,004,363,494	1,479,000,000	525,440,157

報告第 4 号

事故繰越し繰越計算書について

令和5年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日報告

流山市長 井崎 義治

令和5年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

番号	款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌年 度繰 越額	左 の 財 源 内 訳				明 説	
					支出済額	支出未済額			既 取 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
										国 支 出	県 金	そ の 他		
1	7 商工費	1 商工費	流山本町・利根運河推進事業	5,601,000	2,101,000	3,500,000	3,500,000					3,500,000	本事業は、流山本町及び利根運河地域に在する歴史的建造物を、観光に資する新たな店舗として活用する事業者に対し、古民家改装費等の一部を補助するものであるが、補助金交付予定者と建物所有者との協議に時間を要したことから、令和4年度から令和5年度へ繰越明許費を設定し事業を進めていたものの、補助金交付決定が令和6年3月28日付けとなったため、年度内の事業完了が困難となった。事業の完了は、令和6年7月31日の予定	
2	8 土木費	2 道路橋りょう費	区画道路改良事業	1,587,730	1,110,000	477,730	477,730					477,730	本事業は、東深井中学校前の通学路の歩道改良を行うものであるが、関係地権者との協議に時間を要し、分筆登記及び所有権移転登記が遅れたことから、年度内の事業完了が困難となった。事業の完了は、令和6年6月30日の予定	
3	10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等リニューアル事業	30,250,000		30,250,000	30,250,000					30,250,000	本事業は、江戸川台小学校のリニューアルに伴い、設計業務委託を行うものであるが、現地調査を実施したところ、図面表示のない配管が確認されたことで、設備図面の復元に不測の時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。事業の完了は、令和7年3月31日の予定	
合 計				37,438,730	3,211,000	34,227,730	34,227,730					34,227,730		

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について

令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

番号	款	項	事業名	金額	翌年 繰越 年度 額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
							国県支出金	その他	
1	2 土地区 画整理 事業費	2 鱒ヶ崎・ 思井地区 土地区画 整理事業 費	鱒ヶ崎・思井地区土地区画整理事業 (家屋等調査業務委託)	円 4,219,000	円 1,815,600	円 1,815,600 <small>一般会計繰入金</small>	円	円	円
合 計				4,219,000	1,815,600	1,815,600			

報告第 6 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日報告

流山市長 井崎 義治

令和5年度流山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				損益勘定留保資金	企業債	
1 資本的支出	1 建設改良費	おおたかの森浄水場新設配水池築造事業	1,004,300,000	340,000,000	340,000,000	197,800,000	142,200,000	142,200,000	102,000,000	40,200,000		
		おおたかの森浄水場中央監視システム更新事業(基本・詳細設計業務委託)	21,945,000	6,580,000	6,580,000	5,940,000	640,000	640,000	640,000			
合計			1,026,245,000	346,580,000	346,580,000	203,740,000	142,840,000	142,840,000	102,640,000	40,200,000		

令和5年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						損益勘定留保資金	企業債	工負担金	不用額			
1 資本的支出	1 建設改良費	西平井2号井更生工事	84,811,000		84,811,000	84,811,000						電気設備工事に使用する電気ケーブルが納期未定となっており、当初工期内の工事完成が困難となったため
		江戸川台主要配水管改良工事(R5-1工区)	132,650,000		132,650,000	132,650,000						既設埋設管が集中しており、配管計画に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		東部地域主要配水管改良工事(R5-1工区)	102,400,000		102,400,000	102,400,000						水管橋部のSUS管用部材製作に時間を要することから、年度内完成が困難となったため
		西深井配水管改良工事(R5-1工区)	49,790,000		49,790,000	49,790,000						狭隘な現場であり、安全対策を含めた施工調整に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		上貝塚配水管改良工事(R5-1工区)	46,879,800		46,879,800	46,879,800						県道施工するに当たり、道路管理者である千葉県東葛飾土木事務所との占用協議が難航し、年度内完成が困難となったため
		駒木台配水管改良工事(R5-2工区)	44,166,000		44,166,000	44,166,000						先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		駒木配水管改良工事(R5-1工区)	37,500,000		37,500,000	37,500,000						先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		古間木配水管改良工事(R5-1工区)	92,170,000		92,170,000	92,170,000						先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		古間木配水管改良工事(R5-2工区)	155,750,000		155,750,000	155,750,000						先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		おおたかの森西四丁目ほか舗装本復旧工事	18,640,000		18,640,000	18,640,000						先行工事である配水管改良工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		野々下2丁目舗装本復旧工事	17,155,000		17,155,000	17,155,000						先行工事である配水管改良工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		配水管改良工事に伴う負担金	50,160,000		50,160,000	50,160,000						ガス管との共同施工に伴う設計の見直しに時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		2 つくばエクスプレス沿線整備事業費	運動公園周辺地区配水管拡張工事(R5-2工区)	55,870,000		55,870,000	19,493,000			36,377,000		
運動公園周辺地区配水管拡張工事(R5-3工区)	56,530,000			56,530,000	12,084,000			44,446,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事の遅延により、年度内完成が困難となったため	
運動公園周辺地区配水管拡張工事(R5-4工区)	89,060,000			89,060,000	52,958,000			36,102,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事の遅延により、年度内完成が困難となったため	
合計			1,033,531,800		1,033,531,800	916,606,800		116,925,000				

報告第 7 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度流山市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日報告

流山市長 井崎 義治

令和5年度流山市下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損留益勘定保資金	企業債	国庫補助金	工事負担金	繰越工事金			
1 資本的支出	1 建設改良費	第4汚水枝線工事 (E5-401)	52,240,000		52,240,000	10,040,000	21,100,000	21,100,000					千葉県の都市計画道路整備事業が遅延したことから、年度内の完成が困難となったため
		第7-4汚水枝線工事 (E5-741)	52,080,000		52,080,000	10,680,000	20,700,000	20,700,000					先行する雨水幹線工事が遅延したことから、年度内完成が困難となったため
		第7-4汚水枝線工事 (E5-742)	57,360,000		57,360,000	25,960,000	15,700,000	15,700,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		第7-4汚水枝線工事 (E5-744)	39,650,000		39,650,000	15,450,000	12,100,000	12,100,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		第7-6汚水枝線工事 (E5-762)	83,700,000		83,700,000	9,500,000	52,100,000	22,100,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		第7-6汚水枝線工事 (E5-763)	51,415,000		51,415,000	14,965,000	24,050,000	12,400,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		西原第3汚水枝線工事 (T5-301)	133,600,000		133,600,000	83,500,000	25,050,000	25,050,000					民間開発工事との工程調整に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		西原第3汚水枝線工事 (T5-302)	172,590,000		172,590,000	102,990,000	34,800,000	34,800,000					本体工事が遅延したことから、年度内の完成が困難となったため
		西原第3汚水枝線工事 (T5-303)	124,800,000		124,800,000	80,000,000	22,400,000	22,400,000					本体工事が遅延したことから、年度内の完成が困難となったため
		駒木第3汚水枝線工事 (T5-301)	98,004,000		98,004,000	69,204,000	14,400,000	14,400,000					先行する水道工事が遅延したことから、年度内完成が困難となったため
		駒木第3汚水枝線工事 (T5-302)	20,000,000		20,000,000	20,000,000							先行する水道工事が遅延したことから未発注となり、年度内完成が困難となったため
		第7-4舗装復旧工事 (ER5-741)	39,210,000		39,210,000	39,210,000							先行する水道工事が遅延したことから未発注となり、年度内完成が困難となったため
		下水道調整池放流管整備工事	68,400,000		68,400,000	68,400,000							先行する水道工事が遅延したことから未発注となり、年度内完成が困難となったため
		和田堀都市下水路安全施設設置工事	49,206,000		49,206,000	49,206,000							先行する水道工事が遅延したことから未発注となり、年度内完成が困難となったため
		向小金雨水幹線工事 (R2)に伴う復旧積算及び補償交渉業務委託	4,400,000		4,400,000	2,475,880				1,924,120			先行する水道工事が遅延したことから未発注となり、年度内完成が困難となったため
		向小金雨水幹線工事 (R2)に伴う補償費	500,000		500,000	281,350				218,650			先行する水道工事が遅延したことから未発注となり、年度内完成が困難となったため
		第4汚水枝線工事 (E5-401)等に伴う汚水ガス管等移設	14,500,000		14,500,000	14,500,000							枝線工事の繰越に伴い、年度内に事業を完了することが困難となったため
		第7-4処理分区分汚水枝線実施設計委託 (E4-741)の修正委託	20,000,000		20,000,000	20,000,000							枝線工事の繰越に伴い、年度内に事業を完了することが困難となったため
		若葉台団地汚水管改築工事 (R5)	78,270,000		78,270,000	26,670,000	25,800,000	25,800,000					家屋事後調査業務委託の繰越に伴い、年度内に事業を完了することが困難となったため
		汚水管改築基本計画策定業務委託 (美田団地)	16,346,000		16,346,000	6,346,000	5,000,000	5,000,000					枝線工事の繰越に伴い、年度内に事業を完了することが困難となったため
汚水管改築実施設計業務委託 (美田団地)	25,000,000		25,000,000	1,500,000	13,500,000	10,000,000					雨水幹線工事が遅延したことから、年度内の完了が困難となったため		

款	項	事業名	予算額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損留益勘定	企業債	国庫補助金	工事負担金	繰越工事金			
1 資本的支出	2 つくばエクスプレス沿線整備事業費	公共下水道（汚水）管きょ布設工事（運公R5-1）	38,719,000		38,719,000	319,000				38,400,000			先行する千葉県の造成工事が遅延したことから、年度内の完成が困難となったため
		公共下水道（汚水）管きょ布設工事（運公R5-2）	54,471,000		54,471,000	16,071,000				38,400,000			先行する千葉県の造成工事が遅延したことから、年度内の完成が困難となったため
		公共下水道（汚水）管きょ布設工事（運公R5-3）	32,640,000		32,640,000	32,640,000							千葉県の運動公園周辺地区区画整理事業が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
		公共下水道（汚水）管きょ布設工事（運公R5-4）	154,140,000		154,140,000	77,340,000				76,800,000			千葉県の運動公園周辺地区区画整理事業が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
		公共下水道（汚水）管きょ布設工事（運公R5-5）	39,830,000		39,830,000	1,430,000				38,400,000			千葉県の運動公園周辺地区区画整理事業が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
		公共下水道（汚水）管きょ実施設計委託（運公R5-1）	9,804,300		9,804,300	4,300				9,800,000			千葉県との設計協議に時間を要したことから、年度内の完了が困難となったため
		公共下水道（汚水）管きょ実施設計委託（運公R5-2）	10,195,700		10,195,700	7,895,700				2,300,000			千葉県の運動公園周辺地区区画整理事業が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
合計			1,541,071,000		1,541,071,000	806,578,230	286,700,000	241,550,000	206,242,770				

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損留益勘定	企業債	国庫補助金	工事負担金	繰越工事金			
1 下水道事業費用	1 営業費用	流山市下水道事業経営戦略改定業務委託	円 11,099,000	円	円 10,681,000	円 10,681,000	円	円	円	円	円 418,000	円	下水道事業費用の大部分を占める流域下水道事業維持管理費負担金の改定方針が令和6年度中に県から示される見込みであることから、より精緻な経営戦略改定を行うため
合計			11,099,000		10,681,000	10,681,000					418,000		

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の人身事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月19日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 環境部クリーンセンターの職員が、公務のため公用車で丁字路から優先道路に左折で進入しようとしたところ、当該優先道路を直進していた相手方車両と接触したことによる人身事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和4年4月12日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台1丁目3番8地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和6年3月19日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 27,843円 |

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する道路上で発生した人身事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月9日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路の交差点内に陥没があり、相手方が運転する第二種原動機付自転車を転倒させ損害を与えたことによる人身事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年7月29日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市前ヶ崎363番3地先
（市道106号線） |
| 4 | 相 手 方 | 我孫子市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和6年2月9日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額119,574円のうち、59,787円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 59,787円 |